

仕様書

1. 件名

情報機器等運用支援業務

2. 履行場所

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（国際農研）
（茨城県つくば市大わし 1-1）

3. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 8 時 30 分～17 時 15 分

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。

また、緊急時及び早急な対応が必要な場合には、上記時間外の業務を行うことがある。

4. 目的

国際農研は日本国内の研究拠点（茨城県つくば市、沖縄県石垣市）における業務に加え、開発途上地域における農林水産業研究を実施しており、業務用の情報機器等を海外に持参する機会が多い。本業務は、セキュリティ等に関する情報を入手し、適切な対策を実施することによって、国際農研が保有する情報関連機器のセキュリティ対策の徹底と安定稼働のための環境確保を目的とする。

5. 業務の内容

1) 受注者は、以下の業務（具体的な業務は「国際農研において行う業務の詳細」を参照）を遂行するため、「6. 業務作業者の要件」を満たす 2 名（共有システム担当・イントラネット担当）の技術者を本業務作業者として国際農研（茨城県つくば市）に常駐させる。

① 情報関連機器のセキュリティチェック

② JIRCAS ポータルの運用管理

③ 国際農研職員等に対するヘルプデスク業務

2) 本業務による管理対象機器等は以下のとおりとする。

- ① 国際農研本所（茨城県つくば市）の職員等（300 名程度）が使用する PC（業務用持ち出し機器を含む：480 台程度）とその周辺機器（プリンタ、ハブ、NAS、スキャナ等を含む）

Windows OS ： 11 以降製品

mac OS ： Ver.14 以降製品

- ② JIRCAS ポータル ： Microsoft365 E3（クラウド）
- ③ Kaspersky Security Center 運用サーバ（Windows2022、SQL2017）
- ④ 国際農研本所（茨城県つくば市）本館設置無線 LAN

6. 国際農研に常駐する業務作業者の要件

業務作業者のうち、共有システム担当は次の 1)～6)を満たす者、イントラネット担当は 1)～2)を満たし、Microsoft365 に関する知識を有する者とする。

- 1) Windows OS（11 以降製品）及び mac OS（14 以降製品）に関するユーザサポート経験を有し、OS のインストール、ネットワーク、メール等に関する初期設定、トラブル対応等が可能なこと。
- 2) ウイルス対策、ネットワークに関するユーザサポート及びトラブルシューティング対応経験を有すること。
- 3) Microsoft 365 の各種機能に関する運用・管理経験を 1 年以上有すること。
- 4) Windows サーバ及び SQL サーバの運用に関する知識を有すること。
- 5) Kaspersky Security Center の運用に関する知識を有すること。
- 6) 電子決裁システム（ワークフロー）に関する知識を有すること。

7. 契約条件等

1) 業務体制の構築

受注者は、国際農研の常駐業務作業者ならびに、常駐業務作業者では十分な対応ができない場合に備えた後方支援（電話・メール等）体制を構築し、各担当者及び総括する者の氏名、連絡先等を記載した業務体制表を受注後、速やかに発注者に提出すること。また、体制に変更がある場合は、2 週間前までに国際農研担当職員に申し出ること。

なお、受注者が配置した業務作業者について、発注者が不相当と認めた場合、受注者は早急に交代要員を配置すること。

2) 常駐業務作業者が業務を履行できない場合の対応

業務実施日（または時間内）において、本業務作業員両名が業務を履行できない場合、受注者は 1 時間以内に共有システム担当と同等以上の技能を有する者を派遣すること。

3) 作業報告書の提出

業務作業員は、1 週間ごとに作業内容について時系列で記載した作業報告書を作成し、国際農研情報セキュリティ担当部門（企画連携部研究基盤室デジタル科）に提出すること。

4) 情報セキュリティ対策の明記等

本契約は請負契約であることから、受注者の情報セキュリティ対策履行状況把握のため、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法等を、契約後に作成・提出する「情報セキュリティ実施手順」に明記すること。

また、定期的に（4 半期に一度程度）、情報セキュリティ対策の履行状況を確認の上、報告書として国際農研担当者に提出すること。

5) 国際農研が保有する機器等の使用

本業務遂行に必要な国際農研の機器、資料、施設、設備、電力は国際農研担当職員等の許可を得て、無償で利用できるものとする。ただし、本業務中に故意または過失により、国際農研の施設、設備及び機器等に汚損、破損等が生じた場合は受注者の責任において速やかに原状回復すること。

8. その他

1) 業務遂行上の疑義が発生した場合は、速やかに国際農研担当職員に申し出ること。発生した疑義は協議の上、対応を決定する。

2) 本業務の実施にあたっては、当センターが定める諸規程を遵守するとともに、本業務に従事したことにより知り得た情報を本業務以外の目的のために使用してはならない。また、その情報の取り扱いについては、本契約期間にかかわらず、契約終了後も第三者へ漏洩してはならない。

3) 履行期間満了に伴い受注者が変更となる場合は、変更する受注者に対して所要の情報開示等を行い、業務の遂行に支障が生じないように、適切に手順を明記し、共有すること。

4) 別紙の情報セキュリティに関する共通事項を遵守すること。

情報機器等運用支援業務「国際農研において行う業務の詳細」

業務内容		作業内容	対象機器等	場所	別契約・連携協力
(1) 情報関連機器のセキュリティチェック					
	職員等が海外出張、国内出張等で所外に持ち出し、外部ネットワーク等への接続を行った業務用持ち出し機器及び関係者が国際農研本所（茨城県つくば市）へ持ち込み、ネットワーク等へ接続する全ての業務用機器（PC、強制暗号化USBメモリ、外付けHDD等）に対するセキュリティチェックの実施	・ OS・アプリケーションのアップデート確認 ・ ウイルス定義更新 ・ ウイルスチェック ・ トラブル対応 のほか、不具合解決（リカバリ含む）	業務用PC 強制暗号化 デバイス 外付けHDD 等	つくば	
(2) JIRCASポータル運用管理					
	日常的なサーバメンテナンス トラブル対応 ユーザ管理 アクセス権設定 ワークフローの設定、管理 ユーザ対応	・ ユーザ登録、変更、削除等、ライセンス管理 ・ トラブル対応 ・ Microsoft365 グループ、配布リスト 等管理 ・ アクセス権管理 ・ ワークフロー管理（Forms、Lists、PowerAutomate等） ・ 問い合わせ対応	Microsoft365 E3	全所（アプリ）	
(3) 国際農研職員等に対するヘルプデスク					
	1. 業務用PC等の障害対応	・ 要因特定、不具合解決（リカバリの実施 等） ・ ハードウェア障害（別途修理手配、必要に応じて修理に関するユーザ支援） ・ ソフトウェア障害（サポート対象アプリのみ）	業務用PC サポート対象アプリ（以下参照）	つくば	
	2. 国際農研本所（茨城県つくば市）のPC購入・更新・リカバリ等に伴う設定	・ サポート対象OSのインストール、初期設定 ・ ネットワーク及びグループウェアへの接続設定 ・ メール等、データ移行のサポート ・ 国際農研使用禁止ソフトのアンインストール ・ 周辺機器（プリンタ、HUB、NAS等）の設定 ・ Microsoft 365 ライセンス運用管理 ・ IPアドレス管理台帳の管理 ・ サポート対象アプリ設定 ・ デジタル科管理ソフトウェアのライセンス管理	業務用PC サポート対象アプリ（以下参照）	つくば	拠点（石垣市）は、拠点側で対応（別契約）
	3. ウイルス対策ソフト（Kaspersky関連ツール）の運用 ・ Kaspersky Next EDR Optimum ・ Kaspersky Security Center	・ 新バージョンの動作確認 ・ バージョンアップツール作成 ・ ログ監視 ・ ユーザへの注意喚起 ・ メーカーへの問い合わせ対応 ・ サーバメンテナンス	管理用サーバ 業務用PC	全所	
	4. Microsoft 365 E3（付帯機能を含む）運用管理、ユーザーサポート	・ Entra ID、intune等を利用したユーザ管理、デバイス管理 ・ ポリシー管理、グループ管理 ・ Defender for Office 365 P2等の運用 ・ Webサイトブロック設定、変更 ・ ログ監視 ・ Outlook、Teams、OneDrive等のユーザサポート	業務用PC BYOD端末（Outlook、Teams）	全所	
	5. 強制暗号化 デバイス（外付けHDD・USBメモリ）管理 、運用	・ 管理台帳の管理 ・ 貸出・返却対応 ・ ユーザへの使用方法等の教示 ・ 返却時の初期化	強制暗号化 デバイス	つくば	
	6. 国際農研本所（つくば市）設置の本館無線LANルータ等の設定管理	・ アクセスパスワード変更 ・ 定期メンテナンス（アップデート）	無線LANルータ 等	つくば	
	7. セキュリティ対策情報の提供	・ セキュリティに関する情報の提供（随時） ・ セキュリティに関する問い合わせ対応	脆弱性情報 アップデート情報	全所	
	8. 国際農研のネットワーク、システム運用、情報機器等のトラブル解決支援 担当職員に対し、関連情報の収集、コンサルティング、技術支援	・ ネットワーク障害の切り分け、解決支援 ・ システムの障害切り分け、解決支援 ・ 海外からのネットワーク、システム利用トラブルの切り分け、解決支援 ・ 担当職員への情報提供、技術支援、コンサルティング ・ LogStare M365（Microsoft365ログ監視ソフトウェア）対応相談（管理者支援）	業務用PC 情報機器 L3、L2スイッチ、HUB LANケーブル（光、UTP） MAFFIN回線、VPN 等	担当職員	筑波産学連携支援センター（MAFFIN）

サポート対象OS・アプリ 等

用途	アプリ名等	備考
1 Windows OS		11以降
2 mac OS		Ver. 14以降
3 Microsoft 365関連 機能	Officeアプリ、Deffender、Teams、Outlook、OneDrive、SharePoint、forms、 PowerAutomate、PowerApps 等	
4 PDF関連	Adobe Acrobat / Reader含む	
5 ブラウザ	Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Safari	
6 その他	Java	

作業は原則として、販売元のサポート期間に準ずるものとし、販売元のサポートが切れたバージョンは業務の対象外とする。

提出物	内容	提出時期	提出先
1 体制表	担当者及び総括者の氏名、連絡先等を記載	受注後、速やかに	デジタル科
2 作業報告書	1週間ごとに作業内容を時系列で記載	1週間ごと	デジタル科
3 業務引継ぎ資料	業務引継ぎに必要な情報、手順等を記載	履行満了日	デジタル科
4 情報セキュリティ実施手順	調達における情報セキュリティ基準」第2項第8号に規定	受注後、速やかに	調達係
5 情報セキュリティ対策履行状況報告書	情報セキュリティ実施手順の履行状況を報告	四半期に1回程度	調達係

情報セキュリティに関する共通事項

1. 受注者は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」及び国際農研情報セキュリティ関係規程を遵守すること。
2. 受注者は、別添「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守するとともに、本特約条項第 1 条に従い、契約締結後、別添「調達における情報セキュリティ基準」第 2 項第 8 号に規定する「情報セキュリティ実施手順」を作成し、国際農研の確認を受けること。
3. 受注者は、本業務の実施のために国際農研から提供され又は許可を受けたものを除き、国際農研が保有する情報にアクセスしてはならない。

調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

- 第1条 受注者は、契約締結後、別添の「調達における情報セキュリティ基準」（以下「基準」という。）第2項第8号に規定する「情報セキュリティ実施手順」を作成し、発注者に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 情報セキュリティ実施手順の作成は、基準に従い作成しなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して情報セキュリティ実施手順及びそれらが引用している文書の提出、貸出し、閲覧、又は説明を求めることができる。
- 第2条 受注者は、前条において発注者の確認を受けた情報セキュリティ実施手順に基づき、この契約に関する要保護情報を取り扱わなければならない。
- 第3条 受注者は、契約の履行に係る作業に従事する全ての者（再委託先等を含む）の故意又は過失により要保護情報の漏えい、紛失、破壊等の事故があったときであっても、契約上の責任を免れることはできない。
- 第4条 受注者は、やむを得ず要保護情報を第三者に開示する場合には、あらかじめ、開示先において情報セキュリティが担保されることを確認した上で、発注者に申し出を行い、手続きの上発注者の許可を得なければならない。
- 2 受注者は、第三者との契約において受注者の保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有その他提供する約定があるときは、要保護情報をその対象から除く措置を講じなければならない。
- 第5条 発注者は、基準等に定める情報セキュリティ対策に関する調査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項に規定する調査を行うため、発注者の指名する者を受注者の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 3 発注者は、第1項に規定する調査の結果、受注者の情報セキュリティ対策が情報セキュリティ実施手順を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 受注者は、前項の規定による発注者の求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、発注者が受注者の再委託先等に対し調査を行うときは、発注者の求めに応じ、必要な協力を行わなければならない。また、受注者は、受注者の再委託先が是正措置を求められた場合、講じられた措置について発注者に報告しなければならない。
- 第6条 受注者は、要保護情報の漏えい、紛失、破壊等の情報セキュリティインシデントが発生したときは、あらかじめ作成し、発注者の確認を受けた情

報セキュリティ実施手順に従い、発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、第1項に規定する情報セキュリティインシデントが当該契約及び関連する物品の運用等に与える影響等について調査し、その措置について発注者と協議しなければならない。
- 3 第1項に規定する情報セキュリティインシデントが受注者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果取られる措置に必要な経費は、受注者の負担とする。
- 4 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

第7条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により前条第1項に規定する情報セキュリティインシデントが発生し、この当該契約の目的を達することができなくなった場合は、この当該契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

第8条 第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が要保護情報でなくなった場合は、この限りではない。

- 2 発注者は、業務に支障が生じるおそれがない場合は、受注者に要保護情報の返却、提出、破棄又は抹消を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の求めがあった場合において、要保護情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて発注者に協議を求めることができる。

調達における情報セキュリティ基準

1. 趣旨

調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）が行う調達を受注した者（以下「受注者」という。）において当該調達に係る要保護情報の管理を徹底するため、国際農研として求める情報の取扱い手順を定めるものであり、受注者は、契約締結後速やかに、本基準に則り情報セキュリティ実施手順を作成し、適切に管理するものとする。

2. 用語の定義

- 1) 「要保護情報」とは、紙媒体・電子媒体の形式を問わず、国際農研が所掌する事務・事業に係る情報であって公になっていない情報のうち、当該調達の履行のために国際農研から提供された情報であって、「機密性」「完全性」「可用性」の対応が必要な情報であり、受注者においても情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。
- 2) 「機密性」とは、限られた人だけが情報に接触できるように制限をかける必要性をいう。
- 3) 「完全性」とは、不正な改ざんなどから保護する必要性をいう。
- 4) 「可用性」とは、利用者が必要な時に安全にアクセスできる環境確保の必要性をいう。
- 5) 「情報セキュリティインシデント」とは、要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルをいう。
- 6) 「取扱者」とは、当該調達の履行に関連し、要保護情報の取扱いを許可された者をいう。取扱者は、取扱者名簿への登録を必須とし、国際農研との共有を図ること。
- 7) 「取扱施設」とは、要保護情報の取扱い及び保管を行う施設をいう。
- 8) 「情報セキュリティ実施手順」とは、当該調達の契約締結後、本基準に基づき、受注者が情報の取扱い手順について定めるものである。詳細については、本基準3．情報セキュリティ実施手順の作成を参照のこと。

3. 情報セキュリティ実施手順の作成

受注者は、4．及び5．に示す各項目についての対応を検討し、「情報セキュリティ実施手順」として作成し、国際農研の確認を受けなければならない。

国際農研の確認後、変更が必要な場合には、あらかじめ変更箇所が国際農研の定める本基準に適合していることを確認のうえ、国際農研の再確認を受

けなければならない。

4. 受注者における情報の取扱い対策

1) 情報を取り扱う者の特定（取扱者の範囲）

- ・ 要保護情報の取扱者（再委託を行う場合の取扱者も含む）の範囲は、履行に係る必要最小限の範囲とするとともに、適切と認める者を充てること。
- ・ 取扱者以外の利用は禁止する。
- ・ 情報の取扱いに際し、国際農研が不適切と指摘した場合には、できるだけ速やかに取扱者を交代させること。

2) 取扱者名簿の提出

受注者は、1)で特定した取扱者の名簿を作成し、国際農研に提出すること。名簿には、以下の情報を盛り込むこと。また、情報の管理責任者を定め、国際農研に提出すること。

取扱者に変更が必要と判断した場合には、遅延なく国際農研に名簿の更新を申し出、確認を得ること。

- ・ 氏名
- ・ 所属する部署
- ・ 役職
- ・ 国籍等
- ・ 資格等を証明する書類（調達仕様書に定めがある場合のみ）

3) 取扱い施設等の対策

受注者は、要保護情報を取り扱う施設を明確にすること。

取扱施設に対する条件は以下のとおりとする。

- ・ 日本国内（バックアップ等を含め）に設置されていること。
- ・ 物理的なセキュリティ対策として、適切なアクセス制限の適用が可能なこと。
- ・ 1)で特定した者以外（第三者）への情報漏洩対策並びに取扱施設での盗み見対策等を適切に講ずることが可能なこと。

4) 要保護情報の適切な保管対策の徹底

- ・ 受注者は、要保護情報を保管する場合、施錠および暗号化等の対策を適切に講じなければならない。
- ・ 要保護情報の電子データを端末・外部電子媒体等で管理する場合には、不要な持出し等が行われないための対策を行うこと。
- ・ 受注者は、要保護情報を取扱施設以外で取り扱う場合における対策を定め、適切に持出し等の記録を行うこと。
- ・ 情報セキュリティインシデントの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、適切な措置を講じるなど、常にリスクの未然防止に努

めること。

5) 情報セキュリティ実施手順の周知

受注者は、1)で特定した要保護情報を取り扱う可能性のある全ての者に作成した情報セキュリティ実施手順を周知徹底のうえ、適切な管理体制を構築すること。また、再委託等により要保護情報を取り扱う作業に従事する全ての者（国際農研と直接契約関係にある者を除く。）に対しても周知徹底のうえ、受注者と同等の管理を行うこと。

6) 取扱者の遵守義務

- ・ 取扱者は、国際農研から提供を受けた要保護情報に対し、提示された格付けおよび取扱い制限を厳守し、利用すること。
- ・ 取扱者の要保護情報の複製および貸出しを禁止する。複製及び貸出しが必要な場合には国際農研の事前許可を得ること。
- ・ 守秘義務及び目的外利用の禁止
受注者は、取扱者に対し、履行開始前に守秘義務及び目的外利用の禁止を定めた契約は合意を行わなければならない。合意事項には、取扱者の在職中及び離職後において、知り得た国際農研の要保護情報を第三者に漏洩禁止の旨を含むこと。
- ・ 要保護情報の返却・破棄及び抹消
受注者は、接受、作成、製作した要保護情報を国際農研に返却、または復元できないように細断等確実な方法により破棄又は抹消すること。

7) 要保護情報の管理台帳の整備ならびに取扱いの記録、保存

(1) 台帳の管理

受注者は、履行期間中の要保護情報の管理に対し、接受、作成、製作、返却、破棄、抹消等の各プロセスにおいて、接受（作成）日、情報名、作成者、保管場所、取扱者、保存期限、抹消日等を明記した台帳を整備し、記録・管理を行い、履行期間満了時に国際農研に提出すること。

(2) 作成、製作した情報の取扱い

受注者は、作成、製作された全ての情報は、要保護情報として取り扱う。要保護情報としての取扱いを不要とする場合は、理由を添えて国際農研に確認を行うこと。

(3) 要保護情報の保有

受注者は、返却、破棄、抹消の指示を受けた当該情報を引き続き保有する必要がある場合には、その理由を添えて、国際農研に協議を求めることができる。

8) 情報の取扱い状況の調査

- ・ 受注者は、情報の取扱い状況について、定期的及び情報セキュリティ

の実施に係る重大な変化が発生した場合には、調査を実施し、その結果を国際農研に報告しなければならない。また、必要に応じて是正措置を取らなければならない。

- ・ 受注者は、管理責任者の責任の範囲において、情報セキュリティ実施手順の遵守状況を確認しなければならない。

9) 情報セキュリティ実施手順の見直し

受注者は、情報セキュリティ実施手順を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その都度、見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ実施手順を変更し、国際農研の確認を得なければならない。

5. 情報セキュリティインシデント等に伴う受注者の責務

1) 情報セキュリティインシデント等の報告

- ・ 受注者は、情報セキュリティインシデントが発生（可能性の認知を含む）した時は、初動対応を実施後、速やかに発生した情報セキュリティインシデントの概要を国際農研に報告しなければならない。
- ・ 概要報告後、情報セキュリティインシデントの詳細な内容（発生事案、被害状況、国際農研要保護情報への影響の有無、適用した対策、再発防止策 等）をとりまとめの上、国際農研に提出すること。
- ・ 情報セキュリティインシデントの発生に伴い、当該契約の履行が困難な場合には、国際農研担当者との打ち合わせの上、決定することとする。
- ・ 報告が必要な情報セキュリティインシデントの例は以下のとおり。
次に掲げる場合において、受注者は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握しうる限りの全ての内容を報告しなければならない。また、その後速やかに詳細を国際農研に報告しなければならない。
 - 要保護情報が保存されたサーバ等の不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められた場合
 - 要保護情報が保存されているサーバ等と同一のイントラネットに接続されているサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスが認められ、要保護情報が保存されたサーバ等に不正プログラムへの感染又は不正アクセスのおそれがある場合
 - 要保護情報の漏えい、紛失、破壊等のトラブルが発生した場合

2) 情報セキュリティインシデント等の対処等

(1) 対処体制及び手順

受注者は、情報セキュリティインシデント、その疑いのある場合及び情報セキュリティリスクに適切に対処するための体制、責任者及び

手順を定め、国際農研に提出しなければならない。

(2) 証拠の収集・保存と解決

受注者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、その疑いのある場合には、発生したインシデントの種類に応じた要因特定が可能となる証拠等の収集・保存に努めなければならない。また、速やかに対処策・改善策を検討し、適用すること。

(3) 情報セキュリティインシデント発生に伴う報告

受注者は、発生した情報セキュリティインシデントの経緯及び対応結果（リスク未対応の有無を含む）を国際農研に報告し、概要について国際農研との共有を図ること。また、必要に応じて、情報セキュリティ実施手順の見直しも検討すること。

6. その他

1) 国際農研による調査の受入れと協力

受注者は、国際農研による情報セキュリティ対策に関する調査の要求があった場合には、これを受入れなければならない。また、国際農研が調査を実施する場合、国際農研の求めに応じ必要な協力（職員又は国際農研の指名する者の取扱施設への立入り、書類の閲覧等への協力）をしなければならない。

2) 業務遂行上疑義が発生した場合は、速やかに国際農研に申し出ること。
発生した疑義は協議の上、対応を決定するものとする。

3) 本基準に定めのない事項については、国際農研情報セキュリティポリシーを参照し、適切に実施すること。